

8-10 土壤汚染対策法の施行状況

(平成24年度末現在)

項目	所管	大阪府	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	茨木市	八尾市	寝屋川市	東大阪市	計
法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数		149	512	40	9	15	33	25	33	21	25	26	49	937
法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査の結果報告件数		36	150	12	6	6	13	10	4	6	11	14	20	288
上記調査の結果、基準超過し要措置区域等に指定された件数		15	42	8	1	2	4	6	2	2	2	2	3	89
法第3条第1項のただし書に基づき確認を行った件数		115	336	39	3	10	19	14	28	18	16	15	32	645
法第4条第1項に基づく土地の形質の変更届出件数		266	160	104	18	54	63	60	65	53	37	25	48	953
法第4条第2項に基づき調査命令を発出した件数		10	21	6	0	4	5	6	18	2	1	1	1	75
上記調査の結果、基準超過し要措置区域等に指定された件数		5	21	5	0	3	4	5	8	2	1	0	1	55
法第5条第1項に基づき調査命令を発出した件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条第1項に基づく区域指定申請の結果、要措置区域等に指定された件数		10	50	10	0	2	0	1	12	6	0	0	0	91

注) 所管が大阪府となっている欄は、土壤汚染対策法政令市11市(大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市)を除く市町村(大阪版地方分権推進制度により知事の権限が移譲された市町村を含む)における件数を表しています。